

湯河原町職員の扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 3 月 31 日

湯河原町長

内藤喜文

湯河原町規則第 7 号

湯河原町職員の扶養手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
湯河原町職員の扶養手当の支給に関する規則（昭和49年湯河原町規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（届出）

第2条 新たに条例第6条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、扶養親族届（別記様式）により、速やかに任命権者に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。
2 前項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として任命権者が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第3条中「前条」を「前条第1項」に、「第6条に規定する」を「第6条第1項に規定する扶養親族のある職員たる」に、「確めて」を「確かめて」に改め、「ならない。」の次に「前条第2項に規定する場合においても同様とする。」を加える。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（支給の始期及び終期）

第7条 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第6条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が当該要件を欠くに至った日（任命権者が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で任命権者が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第2条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過し

た後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(令和7年改正条例附則第4項の規定が適用される間の読替え)

- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、第1条中「湯河原町職員の給与に関する条例（昭和32年湯河原町条例第37号。以下「条例」とあるのは「湯河原町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年湯河原町条例第4号）附則第4項の規定により読み替えて適用される条例（以下「附則第4項の規定による読替え後の給与条例」と、第2条第1項、第3条及び第7条第1項中「条例」とあるのは「附則第4項の規定による読替え後の給与条例」とする。

別記様式中「湯河原町職員の給与に関する条例第7条第1項の規定により」

及び「

配偶者	有	無	その事由の生じた年月日	年	月	日
-----	---	---	-------------	---	---	---

」

を削り、注4を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。